

答 申 第 7 4 号
平成25年 5月22日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成25年4月26日付佐市資
産第66号により諮問がありました固定資産税納税義務者情報の目的外利用については、
審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。